

みんなで見守り 悪質商法をSTOP!

回覧



悪質商法被害から高齢者を守るためには、
周りの方々や地域の皆さんの見守りや声かけが大切です。
高齢者の方も「おかしいな?」と思ったら
身近な人に相談しましょう。

土曜日も
相談できます

高齢者の消費者被害の
ご相談は

高齢者被害 110番

☎03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの
通報・問い合わせは

高齢消費者見守りホットライン

☎03-3235-1334

お近くの消費生活相談窓口に
つながります

消費者ホットライン

局番なし ☎188



訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■ クーリング・オフ制度の手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社×××× 営業所
 担当者 △△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
 東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

「クーリング・オフができる場合・期間など、
詳しくは消費生活センターへ」

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。



クーリング・オフ期間を過ぎても、あきらめないで!

専門の相談員が問題解決の方法を探します。あきらめないで、まずは相談してください。

東京都消費生活総合センター

高齢者の消費者被害のご相談は

高齢者被害110番

☎03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの通報・問い合わせは

高齢消費者見守りホットライン

☎03-3235-1334

あきらめないで
よかった!



困ったときは、お近くの **消費生活センター** にご相談ください!

東京都消費生活総合センター

◎日・祝日・年末年始はお休みです。

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

消費生活相談

受付時間 月～土曜日 午前9時～午後5時

☎03-3235-1155

架空請求専用

受付時間 月～土曜日 午前9時～午後5時

☎03-3235-2400

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン

局番なし ☎188

相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口により異なります。

昭島市消費生活センター

〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

昭島市役所2階 生活コミュニティ課内

☎042-544-9399

【受付時間】

月曜日～金曜日

午前9時～正午・午後1時～午後4時

(土日・祝日・年末年始はお休みです。)